

貴備の会・**突破力**セミナー

演題 「**改革の処方箋～政治改革・地方創生～**」

講師 **衆議院議員・元法務大臣 山下貴司**

はじめに

1. 地方創生のための国土改革・産業立地改革
 - ・日本経済の現在地～資本投入を増やせ!(P 2、3)
 - ・国土利用計画と産業用地確保のための改革(P 4～)
 - ・企業立地の推進による岡山の未来(P 7～)
2. 人手不足に対応する外国人受入れ改革
 - ・日本の人口の推移(P 10)
 - ・外国人労働者の国際比較～日本の内訳(P 11、12)
 - ・特定技能改革(P 13、14)
 - ・新たな在留制度(育成就労)へ(P 15)
3. 安全保障改革
 - ・なぜ「台湾有事は日本有事」か(P 16)
4. 政治改革の行方

第1章 マクロ経済の動向と課題

- GDPは名目597兆円と過去最高水準に増加(P1:1図)
- 企業収益は過去最高、設備投資意欲も旺盛(P5:1、3図)。他方、消費は力強さを欠く(P2:1図)
- 企業の現預金残高は国際的に突出、これまでの投資不足により潜在成長率は低水準(P6:1、2図)。
- 消費者物価上昇率は、昨年秋以降2%台(P9:1図)。
- 物価上昇率を考慮した賃金の伸びは、パート時給は昨年々央からプラス、フルタイム労働者の月給も着実にマイナス幅縮小(P11:3図)。
- 春季労使交渉の賃上げ率は定昇5.1%、ベア3.56%と33年ぶりの高水準、多くの企業でより高い賃上げ率が実現しており(P10:1、2図)、今後さらに賃金への発現が期待。
- 仕入価格から販売価格への転嫁は、デフレ以前(1980年代から1990年代半ば)の状況にほぼ回帰(P12:1図)。物価と賃金の好循環に向けて、中小企業の労務費価格転嫁対策等が重要。
- サービス収支は、デジタル関係を中心に赤字が拡大。海外企業に優位性のある分野への国内需要が急増。強みのある分野で稼ぐ力を強化する取組が重要(P7:1、2図)。
- スポットワークアプリの延べ利用者は4年で70倍増(P4:4図)。DXによるマッチング多様化が進む。

第2章 人手不足による成長制約を乗り越えるための課題

- 企業の人手不足感が高まる下、転職市場が拡大し、それに伴う人材獲得競争が激化(P15:3図)。
- 企業は賃上げと省力化投資を強化(P15:4図)。省力化投資は労働生産性を高める(P17:2図)。
- 有効求人倍率は、建設・介護で4倍と人手不足感が高い一方、事務職は0.4倍(P19:2図)。事務職の業務はAI等で代替の可能性がある(P19:3図)、リ・スキリングが一層重要。
- 外国人労働者は雇用者の3.4%まで増加。日本人労働者との賃金差は、勤続年数など条件を揃えると7%まで縮小。日本で長く働く高スキル労働者は賃金が高く、定着支援が重要(P22:1、4、5図)。

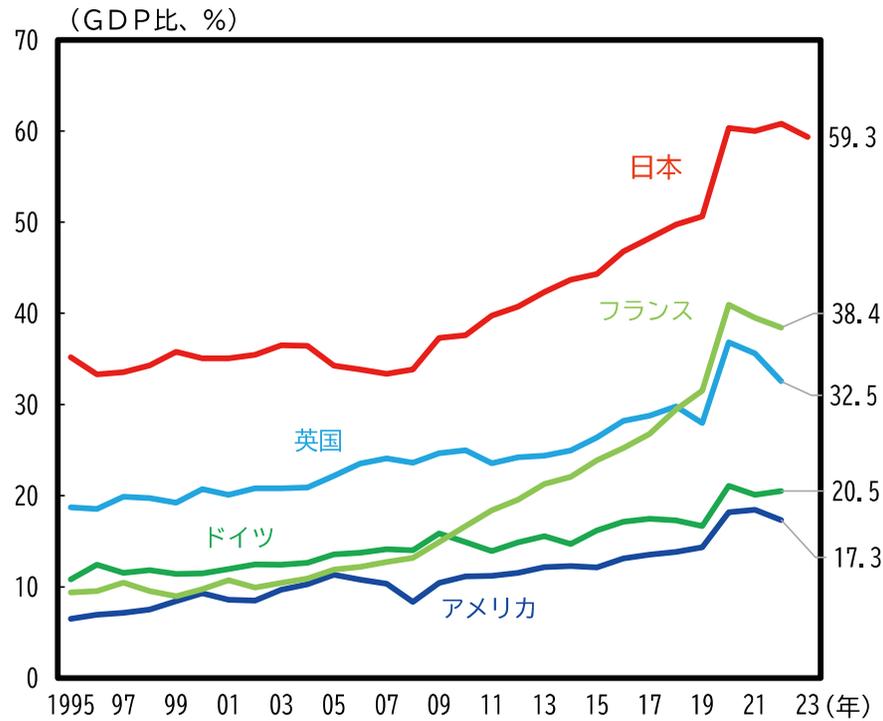
第3章 ストックの力で豊かさを感じられる経済社会へ

- 家計の金融資産が増加する中、過半は現預金(P23:1、2図)。高齢層は長生きリスクに備え、現預金を取り崩さない傾向。一方、NISA拡大とともに、若年層中心に資産運用機運に高まり(P25:1、2図)。
- 近年、幅広い層で中古住宅の取得が進み、現在、住宅取得の4分の1は中古住宅(P29:1図)。中古住宅ストック市場に活性化の兆し。この流れを後押しすることが重要。
- 日本の高齢者は、主要先進国の中で男女ともに労働参加率が高く(P31:1図)、65歳を超えて働く意欲を持つ高齢者は増加(P32:2図)。就業調整を行わないことによる生涯所得の向上効果の周知や、各種制度の見直しが重要(P32:3図)。
- 定年後の高齢雇用者の賃金水準については、定年前の8割以上とする企業が増加しており、現在、企業の約40%を占める(P33:1図)。



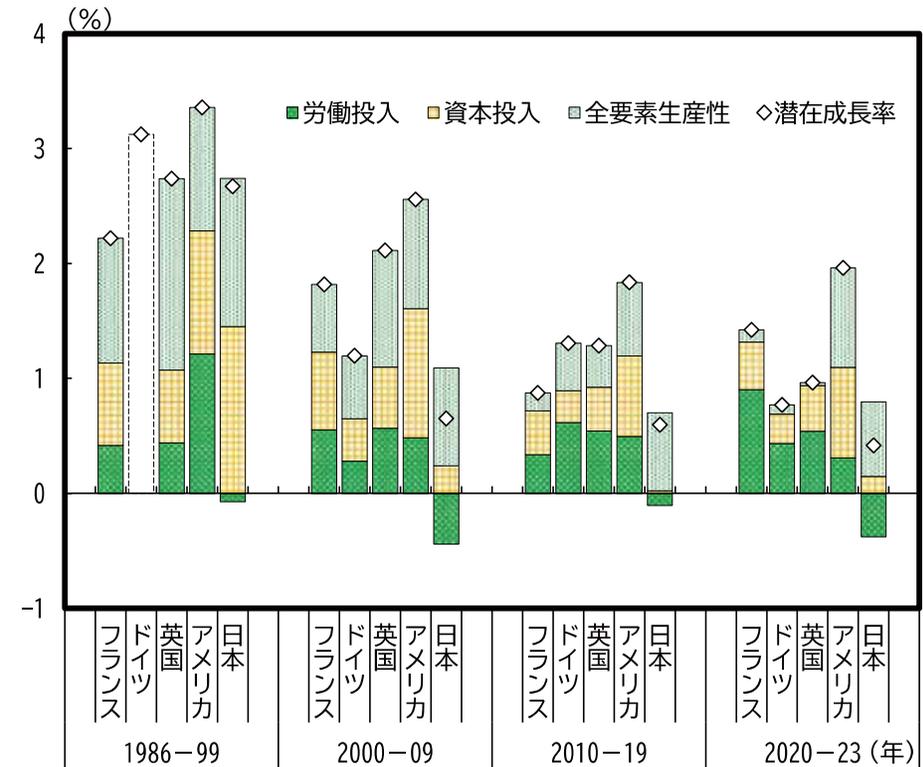
第1章第1節 実体経済の動向⑥（企業部門の動向等）

1図 企業部門の現預金残高



企業収益が堅調に推移する中で、企業部門の現預金残高は、主要先進国に比べて高く、かつ増加傾向で推移。GDPの約6割に上る。

2図 潜在成長率と内訳



我が国の潜在成長率は、労働の寄与がマイナスであることに加え、資本の寄与が大きく縮小するなど、主要国の中で最も低い水準にとどまる。蓄積された企業資金が投資、賃金に回ることが重要。

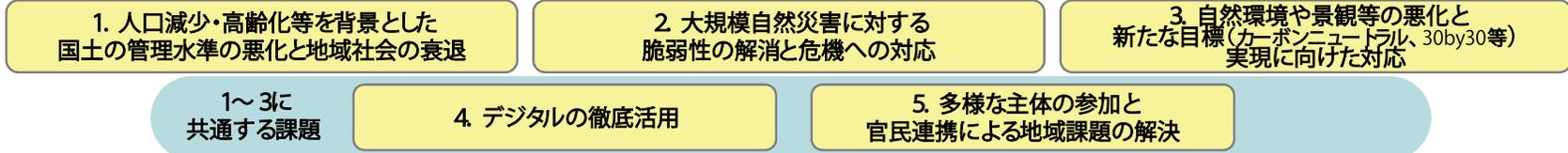
(備考) OECDデータ、日本銀行「資金循環統計」、OECD “Economic Outlook No.115”、内閣府試算値により作成。詳細は本文参照。



第六次国土利用計画（全国計画）概要

1. 国土の利用に関する基本構想

◆国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題



◆国土利用の基本方針：持続可能で自然と共生した国土利用「管理」

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用「管理」

- 土地の利用・管理手法を定め、**地域管理構想の全国展開**
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し**
- 重要土地等調査法に基づく調査等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用「管理」

- 気候変動
- 治水
- 災害
- 水源
- 事前防

③健全な生態系の確保によりつながる国土利用「管理」

④国土利用「管理」DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル国土利用・管理の効率化・高度化
- 効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有データの促進

2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

利用区分	令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)	構成比(%)	
			2年	15年
農地	437	414※	11.6	11.0
森林	2,503	2,510	66.2	66.4
原野	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道	142	147	3.7	3.9
宅地	197	198	5.2	5.2
住宅地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
その他	334	344	8.8	9.1
合計	3,780	3,780	100.0	100.0

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しが変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせて、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。

◆地域類型別

- 都市
- 相互貢献・連携
- 農山漁村
- 相互貢献・連携
- 自然維持地

3. 必要な措置

- グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換
- 災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定促進
- 森・里・まち・川・海のつながりを確保する生態系ネットワークの形成
- 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入
- 地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- 地域課題の解決に向けた市町村「地域管理構想の全国展開」等

枯れる産業用地 分譲候補が最少

企業が工場を建設するための産業用地が減少している。分譲可能な面積は2005年に980万㎡と、2023年には90万㎡と、約10分の1にまで減少している。また、2023年には、政府が指定する半導体や電池の国内生産の不安材料になりかねず、経済産業省は既存の用地活用や新たな開拓に向けて、国土の開発人材の育成を後押しする。

国内回帰へ開発人材育成

企業が国内製造を促進する日本立地センター（東京・中央）による、05年には全国で分譲可能な面積は1万㎡に減少が懸念されている。減少が懸念されているのは、05年以降は、05年には、減少が懸念されている。減少が懸念されている。減少が懸念されている。



背景

近年、産業用地は大幅に不足し、企業の立地需要の高まりに十分に
 えられていない状況です（参考1）。一方で、産業用地の整備等は地域
 に大きな経済効果を生むため（参考2）、政府においては、**今後10年間
 で工業用地面積を1万ha増加させる目標を設定しています。**また、物流
 の2024年問題への対応のため物流施設の整備も重要です。

このため国内生産拠点の整備や、地域経済に対する効果が大きい製
 造業の工場等の立地を促すことで、国内投資の促進と地域経済の活性
 化を図る必要があります。



参考1 産業用地の需要の高まり

近年、国内立地の意向のある製造業、物流業者が急増しています。



出典：経済産業省 第23回産業構造審議会地域経済産業分科会資料

参考2 産業用地の整備等に伴う経済効果（推計）

10haの産業用地整備により、約130億円以上の経済効果が見込まれます。



出典：経済産業省「工場立地動向調査2022」より国土交通政策研究所推計

対策

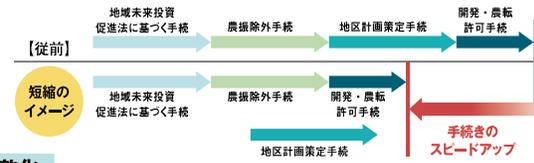
総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、工場等周辺の関連インフラの整備に対し、
 総合的な支援を講じるとともに、産業立地に係る手続きの迅速化を図ります。

土地利用転換の迅速化

土地利用転換の迅速化について関係部局が連携して取り組みます。

1. 手続きのスピードアップ

関係者の同意のもと、農地転用、開発許可等に
 係る手続きを同時並行的に進め、土地利
 用転換手続きに要する期間を大幅に短縮。



2. 開発許可（市街化調整区域）の柔軟化

(1) 許可要件の見直し

○工場の新設（地域未来投資促進法第18条関係）

現行 ・流通結節点近傍の食品関連物流施設等
 ・高速IC近傍の次世代モビリティ対応物流施設

・農林水産物等の生産地近傍の工場等
 ・変電所近傍のデータセンター

改正案 ・ICや幹線道路周辺において自治体が定め
 た区域に立地する工場、物流施設等

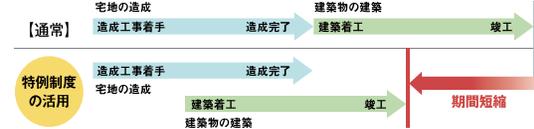
○既存工場の増設（都市計画法第34条第7号関係）

現行 ・質的改善（作業工程や輸送の効率化等）が図られることが必須

改正案 ・量的拡大（生産量の拡大等）のみが図られる場合

(2) 開発許可の後の工事期間の短縮（都市計画法第37条関係）

特例制度の活用により、宅地の造成工事に
 併せ、建物の建築工事を進めることで、竣工
 までの期間を大幅に短縮。



資料データはこちらから→

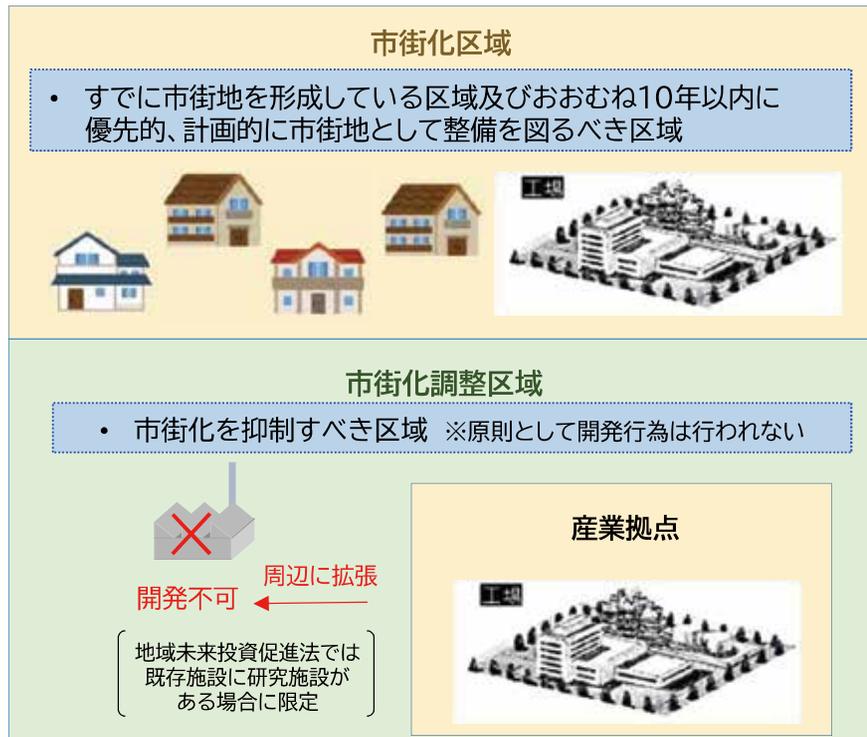


企業用地の確保について

企業用地の現状と課題

- 企業用地は、市街化区域内で確保することが原則。
- 市内の産業団地(以下「産業拠点」)に用地の空きはなく、市街化区域内で一団の用地確保が困難な状況。
- 一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、原則として開発を行うことができない。
- 産業拠点の周辺では、既存工場の拡張のニーズがあるものの、市街化調整区域である場合は、企業の立地ができない。
※地域未来投資促進法により開発可能な施設もあるが限定的。

➤ 企業用地の確保が喫緊の課題



岡山市の対応・国の動き

令和5年5月 岡山市から国へ要望

- 地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域の開発許可手続きの配慮について、**産業拠点の既存工場が拡張**できるよう、**指定都市市長会等を通じて提言**を実施。

令和5年7月 国が第六次国土利用計画に新たな視点を追加

- 地域の持続性確保につながる**産業集積の促進を図るための土地利用転換**など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

令和5年11月 国の総合経済対策「開発許可手続の緩和」

令和5年12月 国が地域未来投資促進法の基本方針改正

- 市街化調整区域で開発許可手続きの配慮が受けられる施設が追加。

都市計画マスタープランに記載された産業立地のための土地利用に関する事項に即して、基本計画の重点促進区域内に

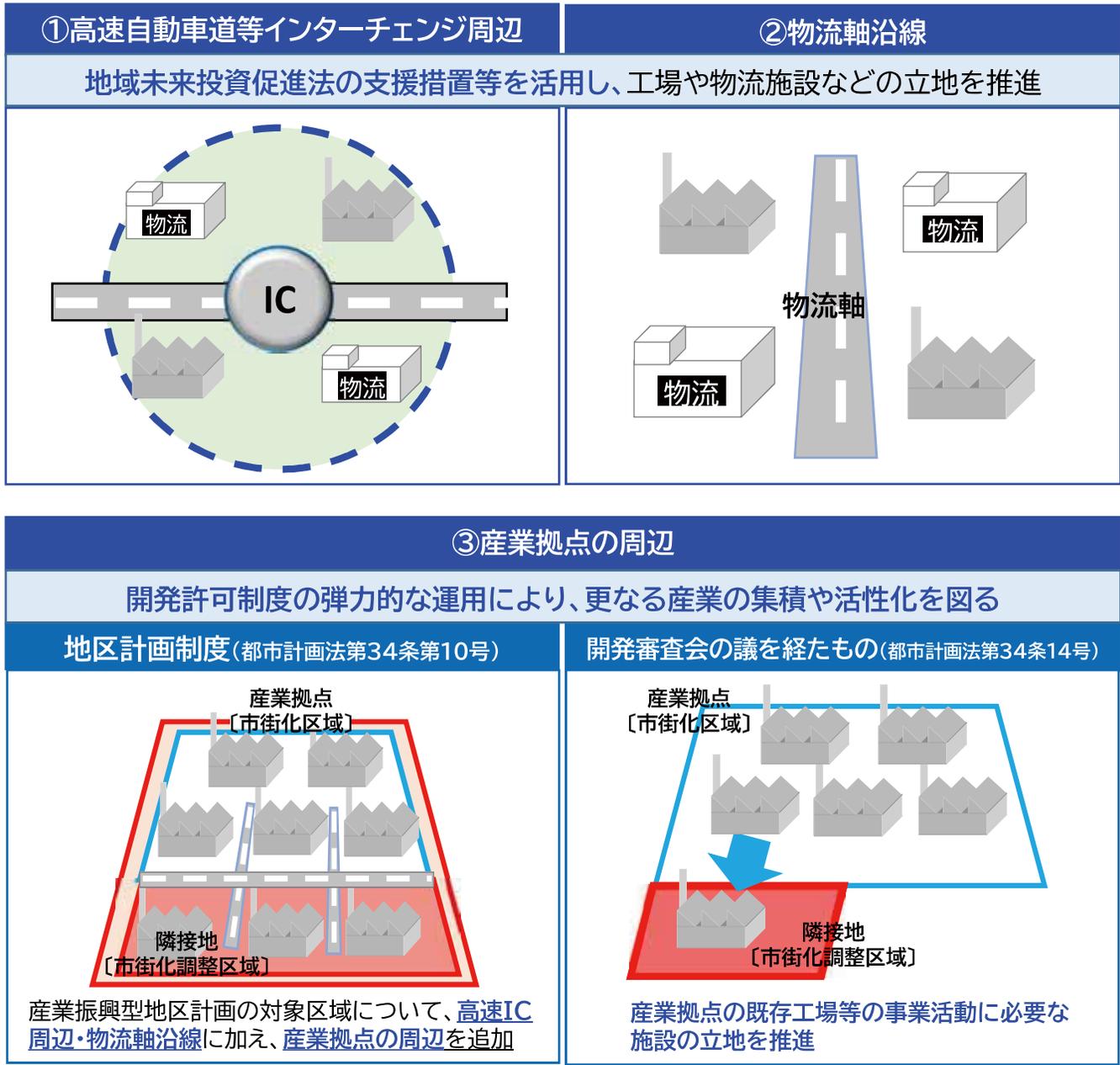
高速自動車国道等のインターチェンジ
又は 幹線道路 に近接して定める区域

において立地する 工場、研究施設又は物流施設

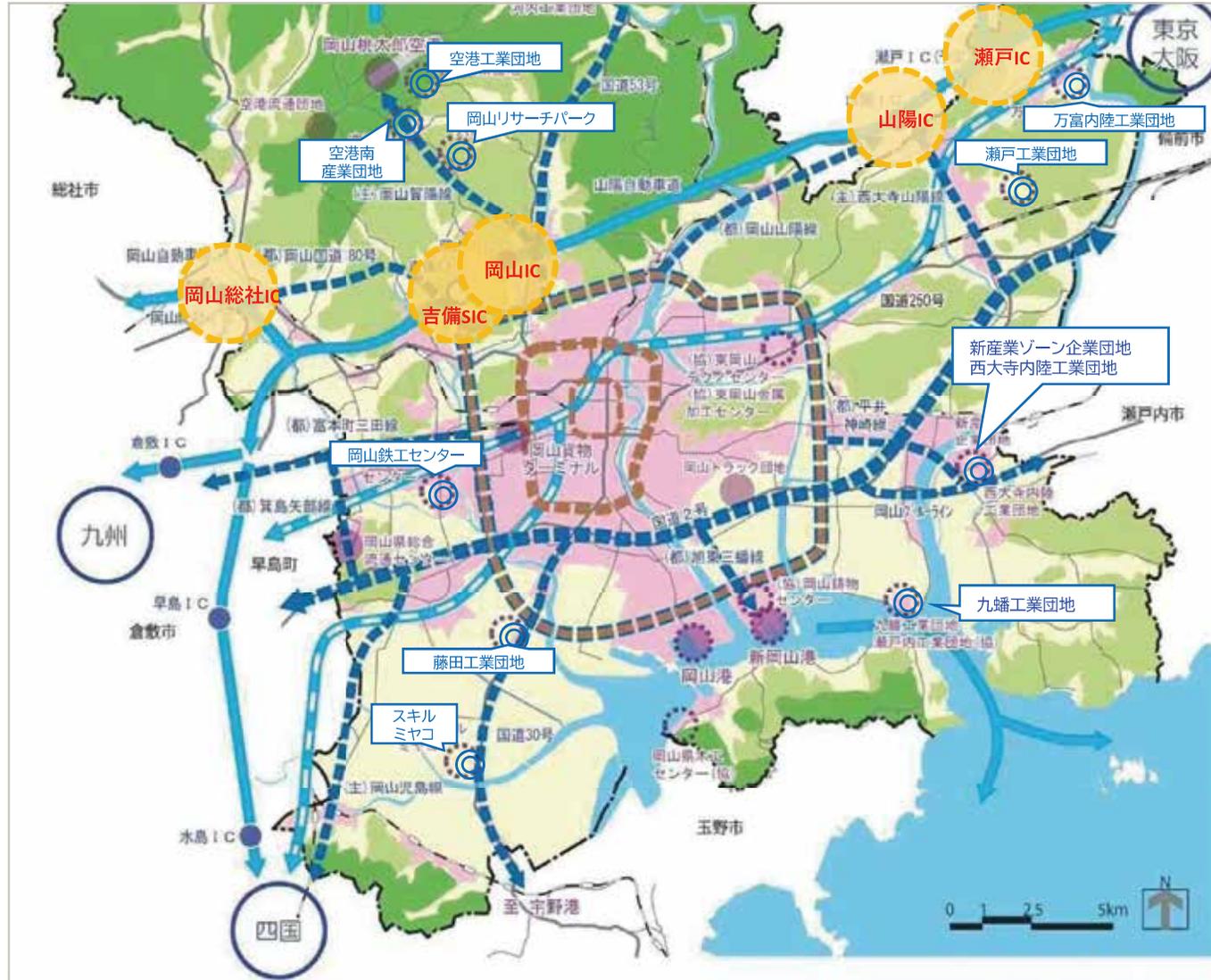
令和6年7月 経済団体から岡山市へ要望

- **産業拠点周辺**の企業用地確保に向けた**規制の緩和**を要望。

(参考)産業適地における企業立地の推進イメージ



(参考)産業適地における企業立地の推進イメージ



(凡例)

地域未来投資促進法の支援措置を活用

- ◆高速IC周辺
- ◆幹線道路 近接地
- 物流軸沿線

見直しの対象となる産業拠点

(その他の凡例)

- 市街地
- 産業拠点
- 物流拠点

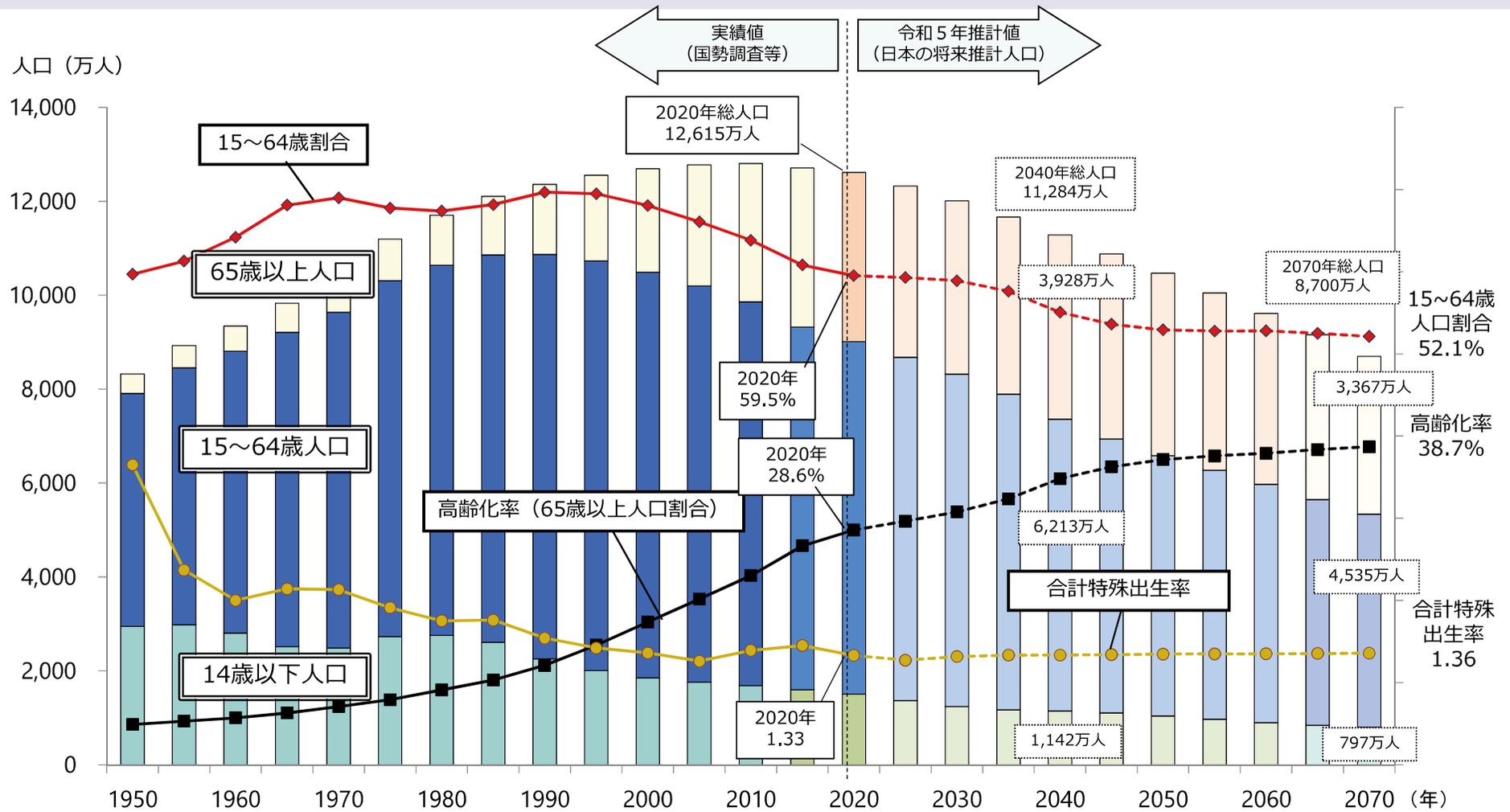
おかやま
 ■岡山市周辺 道路事業



令和6年度岡山市の道路事業→

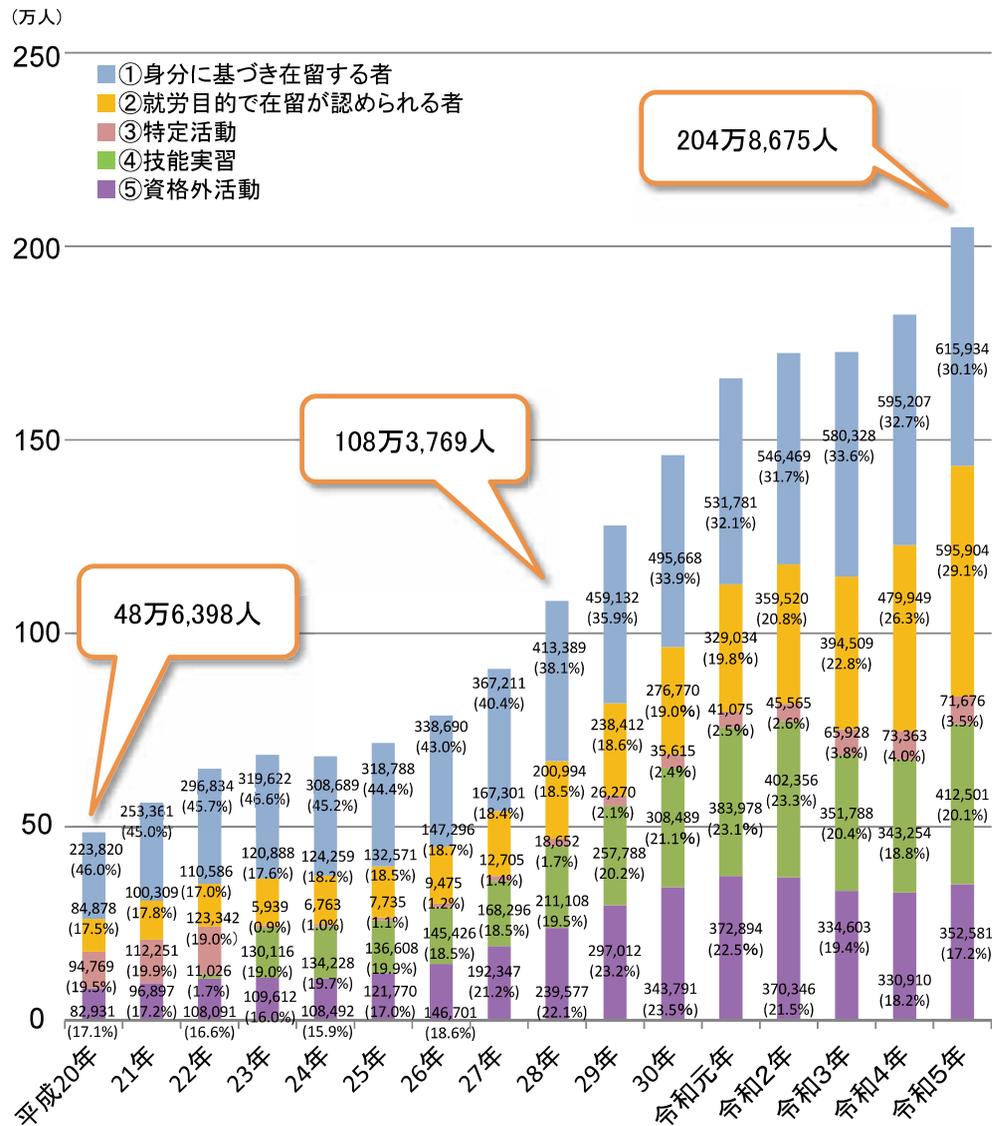
日本の人口の推移

◆ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(資料出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

外国人労働者数の内訳



厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約61.6万人(30.1%)
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人(29.1%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約7.2万人(3.5%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.3万人(20.1%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.3万人(17.2%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。



制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：238,981人（令和6年4月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：70人（令和6年4月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業）
（赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

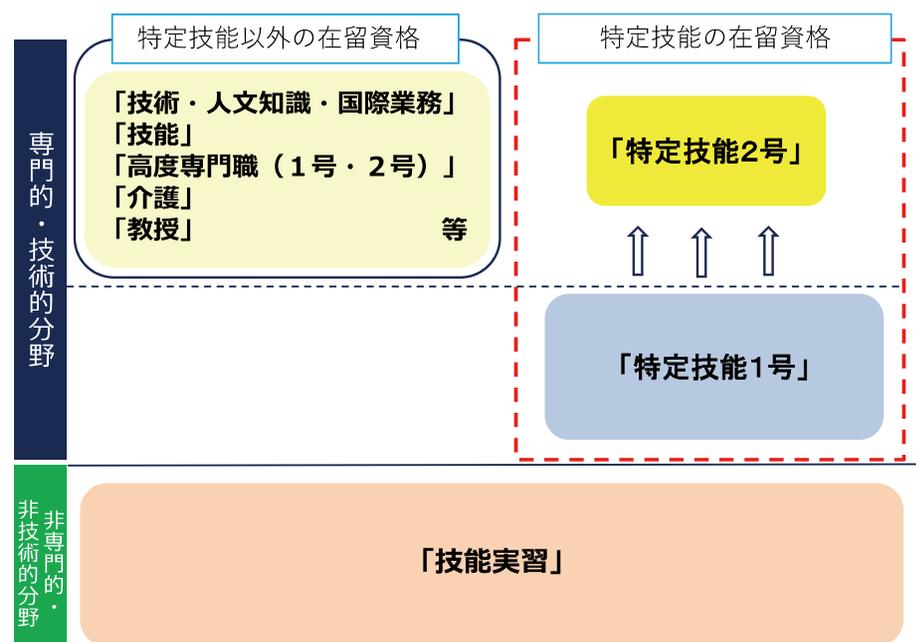
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）

受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

令和6年4月からの受入れ見込数等

（人）

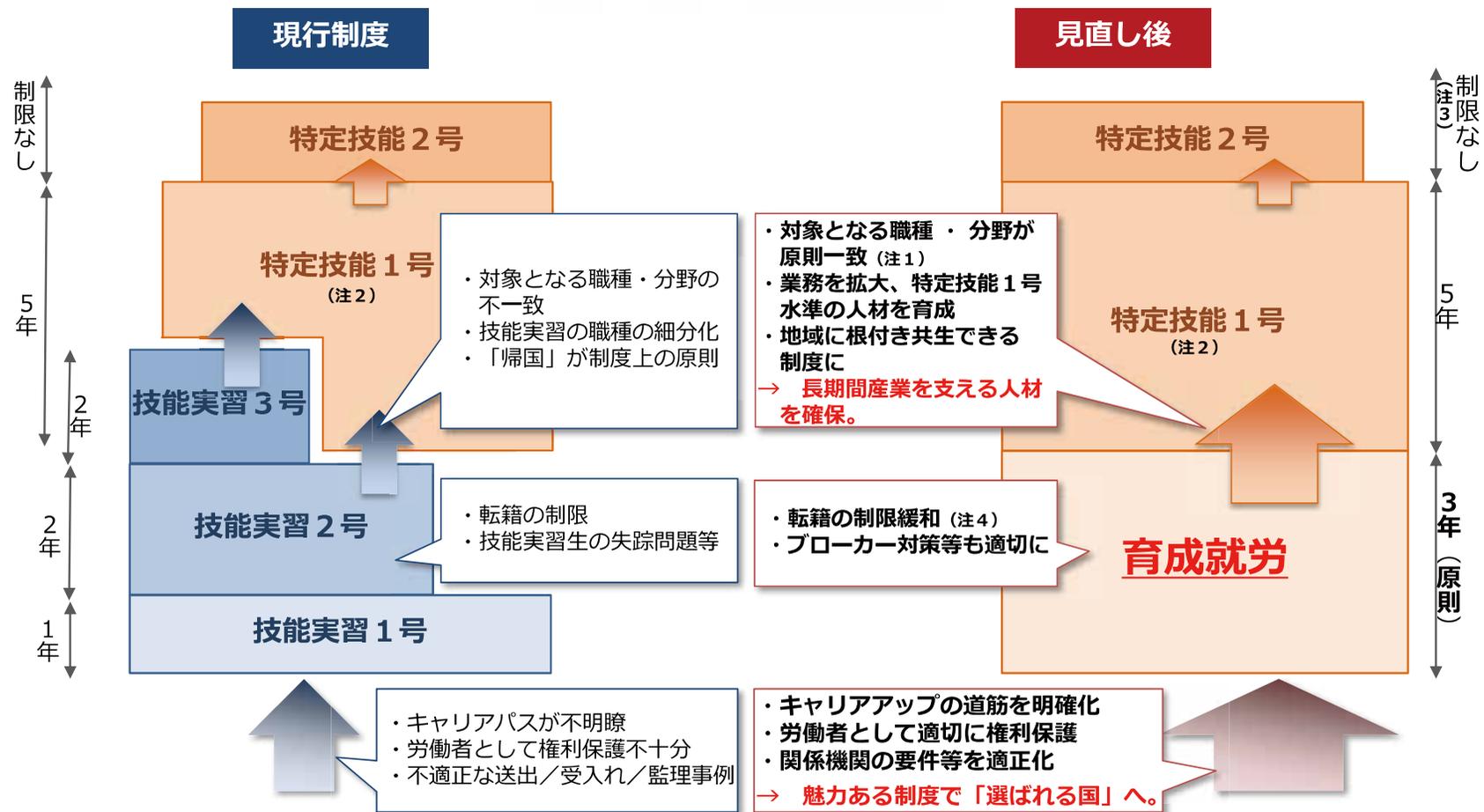
	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数 (※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。



制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす



育成就労制度の創設について→

